

事務連絡  
平成 26 年 4 月 16 日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会

「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動に格段のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁から国土交通省を通じ、本会あてに印紙税法の改正に係る周知依頼がありました。平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭または有価証券の受取書（いわゆる領収証など）」は、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなっております（旧：3 万円未満）。

つきましては、別添のパンフレットに記載の内容につき、必要に応じ、会員企業あてご案内いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【担当】 事業部 平澤 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--